平成２７年（フ）第５１４号
神戸市垂水区本多聞１丁目11番６－105号
債務者　古城　淳子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３３号
神戸市中央区北長狭通５丁目４番７－601号
債務者　有井　亮人
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６７号
神戸市兵庫区小河通４丁目１番２－406号
債務者　牧　　久隆
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２３号
名古屋市瑞穂区下坂町３丁目34番地の６（ルーエ下坂102号）
債務者　佐藤　幸代
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５号
青森県弘前市大字大原２丁目10番地１　大原みのりの里、旧住所神奈川県座間市立野台２丁目１番８号　コーポ立野台Ｂ棟102号
債務者　濱舘由貴子法定代理人成年後見人一般社団法人権利擁護あおい森ねっと
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１９号
青森市大字筒井字八ツ橋824番地　プレシャスタウンＡＯＩ・Ａ－202
債務者　中村　　舞
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
青森県上北郡野辺地町字鳴沢28番地14
債務者　酒田　雪弘
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
神奈川県横須賀市森崎１丁目５番15号　森崎荘Ａ202
債務者　川原田秋男
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３２号
神奈川県横須賀市武５丁目12番17号
債務者　高久　乙華
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市野比２丁目37番２号
債務者　石　多加志
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１７号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目270番地、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原29番地６
破産者　佐々木津多子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
福井市渡町680番地、旧住所福井市グリーンハイツ９－186
破産者　平内　律子（旧姓錦織）
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
大分県中津市大字下宮永149番地１
破産者　畑迫　　強
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番38号　小松コーポ３号（開始決定時の住所）札幌市豊平区豊平２条11丁目１番20号　コーポ山下111号
破産者　河端　利一
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４２号
北海道千歳市幸福４丁目５番11号　サンテア202号
破産者　小林　克広
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３２号
北海道江別市野幌若葉町１番地の９　グリーンハイム若葉Ｅ
破産者　横沢　昌春
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７１号
札幌市厚別区青葉町３丁目１番１－906号
破産者　石河葉津美
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
山梨県都留市下谷４丁目２番21号
破産者　庄司　　寛
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係